

令和元年11月15日

元保険医療機関の指定の取消相当について

令和元年11月8日に開催された近畿地方社会保険医療協議会において、「元保険医療機関の指定の取消相当」についての建議がありました。

これを受け、近畿厚生局長は次のとおり対応しましたので、お知らせします。

1 元保険医療機関の指定の取消相当の取扱い

(1) 指定の取消相当となる元保険医療機関

名称	賀川歯科医院 新大阪診療室
所在地	大阪府大阪市淀川区東三国六丁目13番地5 ギャレ・グラニティ 1階
開設者	医療法人賀川歯科医院 理事長 賀川 幸一郎 (法人番号 3480005002239)
指定取消相当年月日	令和元年11月15日

※ 当該保険医療機関は平成27年7月30日付けで廃止していることから、指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定の取消処分と同等の取扱いをするものです。

2 監査を行うに至った経緯

- (1) 平成27年3月4日、患者から健康保険組合を通じて、近畿厚生局指導監査課に対し、医療費通知に、①無料のホワイトニングで同一法人が開設する別の保険医療機関を受診したにもかかわらず、保険請求されている。また、②受診していない当該保険医療機関からも保険請求されている旨の情報提供があった。
- (2) 平成27年11月26日に個別指導実施通知を送付したところ、同年12月11日に当該保険医療機関から同年7月30日を廃止日とする保険医療機関廃止届が提出された。
- (3) 平成28年6月27日、同一医療法人が開設する別の保険医療機関において、実際には診療を行っていないにもかかわらず、虚偽の診療報酬明細書を作成し、診療報酬を不正に受給したとして、大阪府警が開設者及び共犯者らを逮捕した旨の報道があった。
- (4) これらのことから、当該保険医療機関においても同様に診療報酬を不正に請求していた疑いが濃厚になったことから、平成29年1月31日から平成31年2月14日まで計15日間

の監査を実施した。

3 取消相当の主な理由

監査において判明した取消相当の理由となる主な事実は、以下のとおり。

- (1) 実際には行っていない保険診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。
(架空請求)

4 不正請求金額

監査において判明した不正請求金額は、監査で使用した平成25年7月分から平成27年6月分までのレセプトのうち以下のとおり

- ・ 不正請求金額 41名分 146件 149,093円

なお、監査において判明した分以外についても、不正請求のあったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。

5 再指定等

原則として、指定の取消相当の日から5年間は、保険医療機関の再指定は行わない。

(参考) 取消処分の根拠条文

- 保険医療機関の指定の取消
健康保険法第80条第2号、第3号及び第6号